



平成 25 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 日 本 橋 梁 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 井 岡 隆 雄
コ ー ド 番 号 5912 東 証、大 証 第 一 部
問 合 せ 先 管 理 室 長 川 岡 靖 司
TEL. 03 - 5859 - 5621
URL www.nihon-kyoryo.co.jp

株式分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 14 日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株式数の変更等に係る定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式の売買単位を 100 株とすべく、当社普通株式 1 株を 2 株に分割し、単元株式数を 50 株から 100 株に変更するものであります。

なお、この株式の分割と単元株式数の変更を同時に実施するため、投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 25 年 3 月 29 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式の総数	:	122,513,391 株
②今回の分割により増加する株式数	:	122,513,391 株
③株式分割後の発行済株式の総数	:	245,026,782 株
④株式分割後の発行可能株式の総数	:	277,618,800 株

(3) 分割の日程

基準日設定公告	:	平成 25 年 3 月 11 日（月）	（電子公告掲載開始日）
基準日	:	平成 25 年 3 月 31 日（日）	
（当日は株主管理人の休業日につき、実質上は平成 25 年 3 月 29 日（金））			
効力発生日	:	平成 25 年 4 月 1 日（月）	

3. 単元株式数の変更

(1) 変更後の単元株式数

上記「2. 株式分割の概要」に記載した株式分割の効力発生を条件として、単元株式数を 50 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日 : 平成 25 年 4 月 1 日 (月)

(参考) 平成 25 年 3 月 27 日 (水) をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株式数の変更に伴い、会社法 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日 (月) 付をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 3,880 万 9,400 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 億 7,761 万 8,800 株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>50 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

以 上